

令和4年5月27日

いちき串木野市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間では、果樹を中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、平成31年度に定めたいちき串木野市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針を農業委員及び推進委員の改選期である今年度に検証・見直しを行うこととする。

なお、この指針は農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号、農林水産省経営局長通知及び令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」とおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和 4 年 3 月)	1, 0 0 6 ha	2 5 5. 8 ha	2 5. 4 %
3 年後の目標 (令和 7 年 3 月)	9 7 1. 7 ha	2 1 7. 4 ha	2 2. 4 %
目標 (令和 14 年 3 月)	8 9 5 ha	1 2 7. 9 ha	1 4. 3 %

注 1 : 「管内の農地面積」は、耕地面積 (919ha) と、農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地 (87ha) の合計面積。

目標設定の考え方

農家の減少、高齢化等のさまざまな要因で遊休農地解消は困難な状況にある。

しかし、本市においては、全農家を対象とした『鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検活動』を実施しており、また、平成 30 年 11 月に農業経営基盤強化促進法等の一部改正が行われ、未相続農地の貸借について、貸借期間の見直しや手続きの簡素化等が図られ、農地利用集積促進活動環境が整いつつある。

よって、今年度から 10 年後の令和 14 年 3 月末までに現状の遊休農地面積の約 5 割を解消することとし、下記推進方法により活用見込みの高い遊休農地の解消を優先的にを行い、年間 12.8ha、3 年後に 38.4ha の解消を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員会と推進委員の担当制又はチーム制による農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査 (以下「利用状況調査」という。) と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査 (以下「利用意向調査」という。) の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」 (平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知) に基づき実施する。

なお、従来からの農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、特に定年帰農者の意向に配慮し、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。
- 補助事業等の支援について、市・農地中間管理機構と連携をとりながら協議を行い、遊休農地発生防止・解消に努める。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難な農地に区分された農地については、現状に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積 (□)	集積面積 (□)	集積率 (□/□)
現 状 (令和 4 年 3 月)	9 1 9 ha	1 5 5 ha	1 6 . 9 %
3 年後の目標 (令和 7 年 3 月)	9 0 6 ha	1 7 9 ha	1 9 . 8 %
目標 (令和 14 年 3 月)	8 7 4 ha	2 3 5 ha	2 6 . 9 %

注 1 : 「管内の耕地面積」は、農林水産省の耕地面積とし、直近 3 年間で 45ha 減少した。

(H31 年 3 月 964ha→R4 年 3 月 919ha)

目標設定の考え方

本市の担い手不足の現状は深刻であるが、『鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検活動』

の本格実施や法整備によって、集積促進活動を行う環境は整いつつある。

よって、目標を見直し、下記の具体的な推進方法を実施し、まずは利用権設定更新分をできるだけ担い手へ移行させることを優先的にを行い、年間 8ha、3 年後には 24ha の集積面積の実現を目指す。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」について

- 農業委員会として、市農政課と連携し、地域（1 集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」に積極的に協力する。

② 農地中間管理機構との連携について

- 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」や農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。
また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者を確認することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）
現 状	1 経営体

(令和4年3月)	(4.3ha)
3年後の目標 (令和7年3月)	3経営体 (2.1ha)
目 標 (令和14年3月)	10経営体 (7.0ha)

注1：直近3年間の平均値は1年間で約0.7経営体、約0.4ha

目標設定の考え方

新規参入者の近年の実績をもとに、年間1経営体の参入及び新規参入者取得面積を1年間に1経営体、0.7ha、3年間で3経営体、2.1haの新規参入を目標とした。

新規参入の促進に取り組むことは、遊休農地の発生予防や、担い手への農地集積の促進に効果的であるので、積極的に取り組むこととする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、いちき串木野市農政課、農協等の関係機関と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、耕作地の取得や各支援制度、並びに就農前後における研修等についての情報提供や相談受入れ体制の整備に努め、新規参入の促進を図る。

② 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、年間を通じて就農相談など、地域の身近な世話役として、相談活動を実施する。